

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額 軽減制度事業実施要綱

(目的)

第1条 低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人その他の事業者が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(軽減対象者)

第2条 軽減対象者は、要介護認定または要支援認定を受けた被保険者であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、**生計が困難である者として市長が認めた者及び生活保護受給者とする。**

- (1) **世帯の全員が市町村民税非課税者であること。ただし、第3条第1項第3号及び第4号の利用者については、世帯を分離された配偶者も市町村民税非課税者であること。**
- (2) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。ただし、第3条第1項第3号及び第4号の利用者については、預貯金等が夫婦で2000万円以下であること。
- (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (6) 介護保険料を滞納していないこと。

2 市長は、前項に該当する者であっても、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減対象者とししない。ただし、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ軽減の対象とする。

3 第1項に規定する軽減対象者のうち、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ軽減の対象とする。

(軽減の対象となる費用)

第3条 軽減の対象となる費用は、次の各号に掲げる介護保険サービス（以下「介護サービス」という。）の利用者が負担すべき費用で、法に規定する保険給付に係るもの並びに食費及び居住費（滞在費）に係るものとする。

- (1) 訪問介護、介護予防訪問介護
- (2) 通所介護、介護予防通所介護
- (3) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- (4) 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

2 軽減の程度は、利用者負担額の4分の1とする。ただし、高齢福祉年金受給者は2分の1とし、生活保護受給者については、利用者負担額の全額とする。

3 指定介護老人福祉施設に入所する利用者負担第2段階の者の施設サービス費に係る利用者負担については、軽減の対象とししない。ただし、食費及び居住費は軽減の対象

とする。

- 4 第1項に規定する利用者負担は、介護保険制度における高額介護サービス費適用前の利用者負担とする。

(軽減に係る確認)

第4条 第2条の規定による市長の確認を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(第1号様式)を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請に係る資産等申告書(第2号様式)を添付しなければならない。ただし、生活保護受給者については、前項のみで足りるものとする。

- 3 市長は、第1項の申請に基づき、確認を行ったときは、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証(第3号様式。以下「確認証」という。)を有効期限を定めて交付するものとする。

- 4 確認証の有効期間は、申請日の属する月の初日から起算するものとし、その有効期限は申請日の属する年度の翌年度(申請日の属する月が4月から7月にあつては当年度)の7月31日までとする。

- 5 確認を受けた者が、次の各号に該当するに至ったときは、遅滞なく確認証を市に返還しなければならない。

- (1) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。

- (2) 確認証の有効期限に至ったとき。

(助成対象事業者)

第5条 助成対象事業者は、次の各号に掲げる事業者(以下「社会福祉法人等」という。)とする。

- (1) 社会福祉法人

- (2) 地方公共団体

- (3) その他市長が適当と認めるもの

- 2 前項に掲げる事業者のうち、この事業により利用者負担の軽減を行おうとする者(市に介護サービスを提供する事業所及び施設の所在地が存する社会福祉法人等に限る。)は、社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書(第4号様式)により、高知県知事及び市長に対してその旨の申出を行うものとする。

(助成対象経費)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するために、前条第1項各号に掲げる社会福祉法人等が行う第3条第1項各号に掲げる介護サービスの利用者負担を軽減する費用に対し、予算の範囲内で助成するものとする。

- 2 助成対象経費は、社会福祉法人等が利用者負担額を軽減した総額(宿毛市を保険者とする利用者負担に係るものに限る。)のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。)に対する一定割合(おおむね1%)を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その2分の1を基本としてそれ以下の範囲内で助成する。この場合において、指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利

利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助成措置の対象とする。また、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位とする。

3 前項の本来収入は、軽減を行った介護サービスについて、当該介護サービスごとに、軽減が適用された日の属する月の初日から算定する。

（助成費の交付の申請）

第7条 助成費の交付の申請をしようとする者は、助成費交付申請書兼事業実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付し、各年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉法人軽減市町村助成費請求明細書（第6号様式）
- (2) 利用者負担軽減実績簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成費の決定）

第8条 市長は、前条の規定により、助成費交付申請書兼事業実績報告書の提出を受けたときは、実績報告内容を速やかに審査し、助成を決定した場合には助成費交付決定通知書（第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（助成の条件）

第9条 助成費の交付を受けた社会福祉法人等は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び根拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

（適用関係）

第2条 宿毛市障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の軽減の適用を行うものとする。

2 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を行うものとする。

3 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サー

ビス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。